

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1 - 2 3	令和4年度 第3回すみだ女性センター運営委員会		
開催日時	令和5年2月6日(月)午前9時30分から午前11時30分まで			
開催場所	すみだ女性センター			
出席者数	13人【委員】 内田 淳 川嶋 久美子 北原 絢子 坂根 慶子 志波 洋子 杉山 敦志 高橋 美佐子 武市 海里 西澤 直子 宮腰 義仁 (50音順・敬称略) (欠席:吹野 有美) 人権同和・男女共同参画課長 人権同和・男女共同参画課男女共同参画主査 すみだ女性センター館長 【事務局】 総務部長 すみだ女性センター職員			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1 令和4年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 2 令和5年度すみだ女性センター事業計画骨子案 3 各協力委員会活動報告 4 すみだ女性センターの愛称等について 5 その他 男女共同参画担当からの報告			
配付資料	資料1 令和4年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 資料2 令和5年度すみだ女性センター事業計画骨子案 資料3 各協力委員会活動報告 資料4 すみだ女性センターの愛称等について 資料 墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例			
会議概要	1 開会 館長から会議の公開と議事録作成のための録音について了解を求め、了承された。 2 議事(司会:委員長) (1) 令和4年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 館長:説明 資料1 【主な意見、質疑等】 ・「デートDV予防啓発講座」及び「学校における男女共同参画啓発講座」に興味のある運営委員は、是非、学校で講座を見学してほしい。 また、この事業のプログラムを学校支援ネットワークの情報冊子に掲載してほしい。 講座日時等は以下のとおりである。見学を希望する委員はすみだ女性センター館長まで連絡すること。 デートDV予防啓発講座(NPO法人レジリエンス) 吾嬬第二中学校 3月8日 午後1時25分から午後2時15分 竪川中学校 3月9日 午前10時45分から午前11時35分 学校における男女共同参画啓発講座(NPO法人あなたのSOGIE)			

梅若小学校 3月9日 午前10時45分から午後0時20分

- ・相談内容はどのような内容が多いのか。

(事務局) 相談日報から推察すると、在宅勤務での夫婦関係の相談が多いようである。子どもに関する相談は減ってきているようである。

- ・外国人からDVなどで相談を受けた場合、言語環境などで対応に問題はないか。
(事務局) 国籍を問わず、区民法律相談や法テラス等の機関へ案内している。

(2) 令和5年度すみだ女性センター事業計画骨子案

館長：説明 **資料2**

【主な意見、質疑等】

- ・「性的指向・性自認に関する電話相談」の周知の方法は、開始日が確定したうえで、区報やホームページ、ツイッター及びフェイスブック等のSNSで行う。
- ・「性的指向・性自認」についての悩みが多い中高生には、相談できる場があるということ、教育委員会を通して学校へ周知する。
- ・「すずかけひろば」が、「すみだまつり」開催予定日9月30日、10月1日と重なっているため、「すずかけひろば」の日程を調整する。
- ・本年は5年ごとに開催する周年記念の「すずかけまつり」ではなく、「すずかけひろば」の開催となる。
- ・相談事業については、人数が少ないように感じるので、LINEなどの手法を考える、予算が少ないのであれば増額する等、もっと力を入れていくべきである。また、講座等の事業は、情報を広く知らしめることが大事であるが、情報が行き渡ってもコンテンツに魅力がないと人が集まらないと思われるので、センターの利用者が少なくならないように、若い人でも興味を引くような時代に即したコンテンツ、テーマの事業をすべきである。
- ・いままでの女性センター事業について、まずその事業の良い点、改善点をセンター側からだけでなく事業の関係者も含めて検証するべきである。センターの事業は予算の範囲内で、できることを最大限にすることが重要である。
- ・相談は、相談内容の回数や時間で表すようにしたらどうか。
- ・相談しようか迷っている方などが、「自分が抱えている悩みと同じである」とわかるように、相談ケースを個人が特定できないように加工した上で「離婚問題」や「就職難」、「孤独」などのキーワード毎にまとめて、事例として公開することはできないか。

(事務局) 相談ケースを情報として公開するというご意見について、どこまで相談内容を出せるか、今後の相談業務の研究課題としていきたい。

(3) 各協力委員会活動報告

各協力委員会の委員長から**資料3**を用いて報告。

【主な意見、質疑等】

- ・すずかけ情報誌の巻頭インタビューは、区が単独で行っていることか。
(事務局) 巻頭インタビュー等は、委託業者に手配し、取材及び記事作成を委託している。
- ・情報誌は、区内のどこに設置しているのか。また、区内の民間企業には配布しないのか。
(事務局) 主な区の出先機関である図書館、出張所、コミュニティ会館、児童館、学校、保育園のほか、各町会及び自治会へ回覧板用に配布している。また、現在はコロナ禍により、区内の民間企業へ配布していない。
- ・過去においては、委員が近隣のお店等に依頼し、設置の承諾を得てから冊子の

謹呈とともにお礼状を女性センターから送付していた。これから、コロナ禍が収束したら、運営委員さんにも情報誌「すずかけ」の配布をお願いしたい。

(4) すみだ女性センターの愛称等について

館長：説明 資料4

【主な意見、質疑等】

「愛称選定の実施方法について」の主な意見

- ・新しい施設名を周知すると同時に、愛称名募集の一般公募を行うという方法も検討してほしい。
- ・登録団体数194団体の実際の実働数は半数とのことから、投票数(団体数)がいつ確定できるのかということを見ると、資料4の案は、現実的な方法でないと思う。
- ・これから「共生社会推進センター」に代わり、女性問題の他にLGBT問題にかかわる事業も行っていくことから、私たちの経験からくる愛称ではなく、ネーミングをする専門業者にいくつか案を出してもらい、選定する方法でお願いしたい。
- ・愛称名の候補をいくつかあげていただいて、第1回の運営委員会で決めてもらうのではどうか。
- ・一定程度の候補をしぼってからの区民投票がよいのではないかと思う。
- ・区民へ名称変更の周知のための広報は必要であるため、いくつか愛称候補をあげ、期限を決めて区民投票してもよいのではないかと思う。

(事務局)方法として「パブリックコメント」のようにホームページに掲載して、広く区民に意見をもらうという方法がある。

- ・予算をかけずに小学校や中学校に依頼し、児童・生徒に書いてもらうという方法もあると思う。
- ・一般公募では、たくさんの応募名が集まる良さと同時に、今、流行りのいわゆる「キラキラネーム」が選出されることもある。そのような名前は、10年、20年後に意味を成さなくなるということも念頭に置いた方がよい。
- ・広報やインスタグラムなどのSNS、パブリックコメント等、お金のかからない周知方法で、公募をかけて候補を挙げて、最終的には運営委員会で決めることがよいと考える。
- ・すみだの公式Instagramで公募できるのか。

(事務局)公募はできると思うが、公式Instagram等は利用基準をICT推進担当と折衝しながらの対応となる。ツイッターやインスタの公募からそのまま投票できるような仕組みがあればそれに対応したい。

- ・「すみだまつり」でセンターの愛称募集ブースがあるとよい。あわせて、愛称募集のすずかけ情報誌を配布するとよい。

(事務局)「すみだまつり」では人権担当のブースがあるので、公募の対応ができる。

- ・男女共同参画情報誌「すずかけ」令和6年1月発行の冊子に新しい愛称名を掲載できると考えるため、令和5年11月には愛称名が決定していることが望ましい。
- ・「すずかけ」情報誌の読者へ呼びかけるために、令和5年8月発行の冊子に応募周知の記事を掲載する方法もある。
- ・3月の国際女性デーのシンボリックな花は、黄色い「ミモザ」であり、周知されている。小さい花が沢山集まっている花であるため、「多種多様な個性が尊重される世の中であってほしい」との願いを込める意味もある。花言葉も「思

	<p>いやり」なので人権的な観点にもつながる。「ミモザ」を候補にあげさせていただく。</p> <p>愛称名が決定されるまでのスケジュールについて</p> <p>令和5年6月議会で条例改正が審議され、議決後にセンター名の変更が決定される。そのうえで、令和6年4月1日から新センター名でスタートする。それまでに、看板、サインなどの表示をかえていくことになる。よって、愛称名も令和6年4月1日から新たな名でスタートできるようにする。</p> <p>愛称については、令和5年度中に決定する。愛称名についてのスケジュールを含め、愛称選定の実施方法を現運営委員にお示しする。</p> <p>(5) その他報告事項</p> <p>男女共同参画担当主査から以下の3点を報告した</p> <p>「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」の施行予定</p> <p>墨田区男女共同参画推進プランの改定に関する推進委員会からの答申予定</p> <p>「区内の事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナー」の開催周知</p> <p>3 閉会</p> <hr/> <p style="text-align: center;">会議の概要は以上である。</p>
所 管 課	総務部 人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター (電話 5608 - 1771)